別表十七（三の十三）　記載要領

この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第11項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２第11項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、同法第66条の９の２第２項第２号又は第68条の93の２第２項第２号に規定する特殊関係内国法人、同法第66条の９の２第１項又は第68条の93の２第１項に規定する特殊関係株主等及び同法第66条の９の２第１項又は第68条の93の２第１項に規定する外国関係法人について、同法第66条の９の２第１項又は第68条の93の２第１項に規定する株式等の保有を通じたこれらの者の関係を系統的に図示した書類を別紙に記載して添付すること。

別表十七の二㈠の記載要領第四号中「特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金損入」を「資産の評価損の損金不算入等」に改め、同第六号㈡中「特定外国子会社等（租税特別措置法」を「外国関係会社（租税特別措置法第68条の90第２項第１号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいう。⑴において同じ。）又は特定外国子会社等（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成29年旧措置法」という。）」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社又は特定外国子会社等」に、「(同法」を「(租税特別措置法」に、「係る同法」を「係る租税特別措置法第68条の90第１項に規定する個別課税対象金額、同条第６項に規定する個別部分課税対象金額若しくは同条第８項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額又は平成29年旧措置法」に、「又は」を「若しくは」に改め、同号㈡中「特定外国法人（租税特別措置法」を「外国関係法人（租税特別措置法第68条の93の２第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。⑵において同じ。）又は特定外国法人（平成29年旧措置法」に、「当該特定外国法人」を「当該外国関係法人又は特定外国法人」に、「同項」を「租税特別措置法第68条の93の２第１項に規定する個別課税対象金額、同条第６項に規定する個別部分課税対象金額若しくは同条第８項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額又は平成29年旧措置法第68条の93の２第１項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表十七の二㈠付表二の表中

特定子法人に係る個別課税対象金額等（別表十七(三)「35」又は別表十七(三の二)「22」）

を

特定子法人に係る個別課税対象金額等（別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の八)「28」、別表十七(三の九)「９」又は別表十七(三の十)「11」）

に改める。

別表十七の二㈡付表一の表中

特定子法人事業年度に係る個別課税対象金額等（別表十七(三)「35」又は別表十七(三の二)「22」）

を

特定子法人事業年度に係る個別課税対象金額等（別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の八)「28」、別表十七(三の九)「９」又は別表十七(三の十)「11」）

に改める。

別表十八の表中

（ふりがな） 代表者 自署押印

を

（ふりがな） 代表者 記名押印

に改め、同表の記載要領第六号を削る。

別表十八の二の表中

（ふりがな） 代表者 自署押印

を

（ふりがな） 代表者 記名押印

に、

同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額

を

同上のうち土地譲渡税額及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

に改め、同表の記載要領第一号中「。以下別表十八の二付表三までにおいて同じ」を削り、同第四号中「「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額」」を「「同上のうち土地譲渡税額及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」」に、「(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)」を「(連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)」に改め、同第五号を削る。

別表十八の二付表一から別表十八の二付表三までを削る。

別表十八の三の表中

代表者	
（ふりがな） 事業責任者 自署押印	

を

代表者	
代表者住所	
（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者 記名押印	

に改め、同表の記載要領第五号を削る。